

産業構造審議会 知的財産分科会
営業秘密の保護・活用に関する小委員会の設置について

平成26年9月30日
事務局

1. 趣旨

- 近年、「オープン・クローズ戦略」の広がり等により、我が国産業界にとって、「技術の秘匿化」の重要性が増大。技術の特性や各社の事業戦略に応じた特許等による「権利化」との使い分けが課題となっている。
- 同時に、共同研究開発や内外企業への業務委託の増を背景として、秘匿化技術や営業秘密を社内外で共有し、効率的に活用する必要も増大。「秘匿化」と秘匿化した営業秘密の「共有」を両立させることが求められている。（組織内外の共有を前提とする秘匿化）
- 一方では、新興国企業の技術開発力の上昇、さらなる先端技術の導入意欲の増大等も背景として、我が国内外において先端技術、基幹技術の流出に対する懸念が増大。経産省調査によれば10%超の企業が技術流出を経験（そのおそれを含む）したとの状況。「秘匿化」した技術は、その外部への流出・フリーライドによって価値を失い、投資を回収できないこととなる結果、（技術開発→投資回収→次の技術開発という）イノベーションサイクルが破壊されるおそれがある。
- このような中、我が国企業実務における秘匿化技術、営業秘密の具体的な管理状況（人事面、技術面その他）は、相当の濃淡があるのが現状であり、不正競争防止法の解釈など制度面の課題を指摘する声もある。

→我が国において、「技術の秘匿化」と「権利化」を車の両輪とする強靱なイノベーションサイクルを構築する観点から、秘匿化技術、営業秘密の組織内外での共有の必要性にも配慮しつつ、その保護を徹底するための制度面及び実務面での環境整備について、議論を行っていただく。

2. これまでの経緯・産業界等の意見

- 昨年度、政府の知的財産戦略本部（検証・評価・企画委員会 営業秘密タスクフォース）においても、計3回の議論が行われ、本年4月に報告書がとりまとめられた。（参考資料1）。

（主要な記載事項）

【営業秘密管理指針の改訂】

- 「一部の裁判例等において、秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることを踏まえ、営業秘密管理指針において、営業秘密として認められ得るための管理方法として過度な管理を求めているとの誤解を与えないよう、事業者にとってより分かりやすいものとするべく検討すべき」
- 「・・・中小企業等が直ちにアクションをとることができるよう、指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとすることを検討すべき」

【営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備】

- 「中小企業は・・・営業秘密を具体的にどう守ればよいのか、誰に相談したらよいのかが分からず、手探りの状況であることから、中小企業向けの支援を検討すべき」
- 「・・・相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を検討すべき」

【営業秘密保護法制の見直し】

- 「更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済（損害賠償、差止）を実現できる民事規定の整備を実現することが何よりも重要であるとの認識の下、・・・政府において、国としての優先すべき事項を的確に見極めるべき」

【官民の情報共有、捜査当局との連携】

- 「産業界全体の実態把握と課題抽出・情報共有を進めていくため、漏えい事例やベストプラクティスなどの対策事例の共有を進めていくための枠組みを検討すべき」
- 「我が国における企業と捜査当局との連携の在り方について早急に検討を進めるべき」

- 産業界からは、経済団体連合会から平成25年2月及び本年2月に営業秘密保護に関する提言が行われた（参考資料3）。その他、事務局が個別に意見交換をさせていただいた際の指摘事項は別紙のとおり。

3. 検討事項

- 我が国企業の実態を踏まえた、秘匿化技術をはじめとする営業秘密の保護徹底に向けた方策の検討
 - ◇ 「秘密管理性」の解釈明確化など営業秘密管理指針の見直し。
 - ◇ 最新技術に対応した営業秘密の日常的管理及び漏えい時の対応に関するベストプラクティスの編集
- 中小企業等に対する営業秘密管理の支援のあり方
- 技術流出、営業秘密の漏えいに対する制度的な対応、抑止力の向上

等

以上

産業界・有識者からの主な指摘事項

(技術流出を防止する必要性について)

- 知的財産の重要性がますます高まる中、我が国としても米国等の取組を参考に、海外競合企業による技術情報等の不正な取得・使用を許さないという国の断固たる姿勢を示す必要。
- 米国等で技術流出に対する民事、刑事の事例が多数顕在化していることを考え合わせると、我が国では既に顕在化している事例は氷山のごく一角ととらえるべきであり、抑止力の向上が必要。
- 企業側の危機意識、営業秘密管理水準の低さも課題。
- 中途退職者など内部者が介在するケースの多くは、企業に対する処遇への不満が多少なりともあると思われる。企業側にも処遇のいっそうの改善努力が必要。

(企業における営業秘密管理について)

- 多くの企業、特に、中小企業にとって営業秘密になじみが薄いことが多い。個人情報をはじめとする情報の漏洩事件が多発しているので、対策を講じなければいけないことはわかっているが、何をすればよいのかわからない。
- 事実上、裁判や捜査実務で参考にされていると思われる営業秘密管理指針（以下「指針」という。）では、管理方法として多岐にわたる事例が紹介されているが、秘密管理性の定義が不明確であることが最大の課題。これによって企業現場はどのような対策をどの程度まで講じればよいのかが分からず、メリハリのきいた対策をとれない。今後、秘密管理性を認定されるために企業が最低限なすべき事項を、明確に示すことが必要。
- 判例においても、秘密管理性の認定が厳しくなったり弱くなったりするなど、相当混乱しているように見える。こうした中で、秘密管理性要件の明確化は非常に重要。
- 判例の中には、秘密管理性要件を民法90条のような一種の「調整弁」としているのではないかと思われる例も見られる。公平な事案の解決を図りたいという気持ちは分かるものの、秘密管理性要件を明確にすることが企業の効率的なメリハリのきいた営業秘密管理対策の実現に必要なことを理解してほしい。

- 指針については、実際に企業が情報流出に直面した際に被害の拡大防止と早期回復を行うためのアクションプランの策定も要検討。また、中小企業にも使いやすいものにすべき。また、実務マニュアルのようなものを作って、特に中小企業に対してどんどん普及啓発していくべき。
- 企業の営業秘密は、組織的に、場合によっては下請けも含めたグローバルに共有され、使ってこそ価値があるもの。単に、業務から切り離して隠せばよいというものではないことを理解してほしい。そのような技術、営業秘密について、フリーライドを防止する観点が必要。

(技術の秘匿化、オープン・クローズ戦略について)

- 特に、中小企業は、まだまだ「技術の秘匿化」、営業秘密ということになじみがないのではないか。ある程度分かっている、権利化との使い分けをできる企業はきわめて少ないのではないか。
- 特許はきわめて強力な権利が与えられる一方で公開される。情報技術の発展の結果、公開された特許情報は直ちに機械翻訳によって世界中に拡散し、外国企業に模倣・類似品の開発を促すことになりかねない。それを防ぐため、高額な費用をかけて外国で権利をとっても、外国政府が取り締まってくれるか不透明な中、オープンとクローズの使い分けは大きな課題。

(制度面について)

- 資源がない日本は技術で生きていく必要がある。大事な技術は、外国から米国と同様かそれ以上に、狙われているという危機意識が必要であり、法制度としても十分な抑止力が必要。米国など他の先進国に劣る水準であってはならない。
- 国内企業同士の技術の不当な事例も存在するが、喫緊の課題は、外国への技術流出ではないか。
- 制度を検討する際には、転職など不当な事態が生じないように留意することも大事。
- 従来から不正競争防止法の議論をする際には転職の自由が議論されるが、不正な技術の持ち出しとまじめな転職は本来無関係ではないのか。

(その他)

- サイバー攻撃などが典型であるが、情報を盗み取る手段は日進月歩で変化している。内部者が関与する場合でも濃淡があり、専門のスパイが介在するケースもあれば、日本人従業員が売り込むこともある。最新の手口、対策を官民で共有し、考えることが重要